

源泉徴収所得税等に係る加算税の発生

11月分の支出に係る源泉徴収所得税等を法定納期限の12月10日までに納付すべきところ、12月11日納付となったことにより、加算税が発生しました。

このような事態を招いたことをおわび申し上げますとともに、今後、業務の流れを再検証し、人的ミスの起こり得る手を排除した業務手順を再構築します。

◆加算税の額

691,000円

◆経緯

12月 4日 11月分源泉徴収所得税等の納付書を点検して支払日ごとに仕分け。

※この時点で誤って12月11日支払い分に仕分けていた。

12月10日 11月分源泉徴収所得税等の納期限だったが、他の支払日に仕分けしていたことに気付かなかったため、税務署に納付できなかった。

12月11日 税務署に11月分源泉徴収所得税等を納付。

1月29日 税務署から納付遅延による加算税の通知書を受領。

◆原因

支払日ごとの納付書等の仕分けおよび点検の際、12月10日に支払うべき11月分源泉徴収所得税等の納付書等が、12月11日に支払うべき他の納付書等の中に混入したこと、およびそれに気付かなかったことによるものです。

◆対応状況

2月3日に加算税の納付を完了しました。

◆今後の対応

○業務の流れを課内で再検証し、人的ミスの起こり得る手を排除した業務手順を再構築します。

○支払準備手順の電子化を進めます（令和7年度会計分から適用予定）。

《メディアの方へ》

☐ 取材をお願いします。

☐ 事前告知をお願いします。

☒ 情報提供をします。

《発表種別》

☐ 記者会見発表資料

☐ 記者会見情報提供資料

☒ 随時

《問い合わせ先》

所属名 会計課

連絡先 053-576-4535

担当者 三浦